

## 熊本大学大学院社会文化科学教育部博士前期課程における 通常の修了期に修了できない学生の取扱いに関する確認事項

平成21年6月24日社文研代議員会承認

熊本大学における通常の卒業期に卒業できない学生の取扱いに関する内規（以下「内規」という。）の適用に関して、次のように申し合わせる。

1. 内規第5条の適用対象である通常の修了期に修了できない大学院学生には、タームペーパー未提出者及び不合格者、学位論文等題目未提出者、学位論文等未提出者及び不合格者を含めるものとする。
2. 上記の学生は、通常の1月提出日に加えて、4月、6月又は10月のいずれか1回に限り指導教員の許可を得て学位論文等を提出することができる。
3. 修了のための手続の日程は、次のとおりとする。

### ① 6月修了について

タームペーパー提出：11月30日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

学位論文等題目提出：1月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

審査委員会設置：3月教育部会議

学位論文等提出：4月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

### ② 9月修了について

タームペーパー提出：1月31日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

学位論文等題目提出：3月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

審査委員会設置：5月教育部会議

学位論文等提出：6月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

### ③ 12月修了について

タームペーパー提出：2月末日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

学位論文等題目提出：7月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

審査委員会設置：9月教育部会議

学位論文等提出：10月15日17時（同日が休業の場合は、直後の平日とする。）

### 附 記

この確認事項は、平成31年4月1日から実施する。